

平成29年第3回山田町議会臨時会会議録（第1日）						
招集告示日	平成29年 5月30日					
招集年月日	平成29年 6月 2日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成29年 6月 2日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	閉会	平成29年 6月 2日午後 1時45分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2	田村 剛一	△	9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	12番 山崎 泰昌		13番 吉川 淑子		1番 阿部 幸一	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康子ども課長	野口 伸	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	総務課長	佐々木 真悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政勝	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	上下水道課長	後藤 清悦	○
	財政課長	古舘 隆	○	消防防災課長	小林 達広	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳一	○	教育長職務執行者	山崎 喜六	△
	会計管理者兼 税務課長	中屋 佳信	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	川口 徹也	○	生涯学習課長	白土 靖行	○
	水産商工課長	武藤 嘉宜	○			
	町民課長	昆 健祐	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年第3回山田町議会臨時会議事日程

平成29年6月2日（金）午前10時開議

・開 会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 報告第2号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業防災公園整備工事の請負変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
- 日 程 第 5 報告第4号 事故繰越し繰越計算書について
- 日 程 第 6 報告第5号 平成28年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告について
- 日 程 第 7 議案第49号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 8 議案第50号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第51号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第10 議案第52号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第11 議案第53号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第12 議案第54号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第13 議案第55号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第14 議案第56号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第15 同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて

平成29年6月2日

平成29年第3回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成29年第3回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、2番田村剛一君であります。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

また、本町議会では6月1日よりクールビズとする申し合わせをしており、本会議中も同様の取り扱いとしますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○

○議長（昆 暉雄）

ここで山田町議会先例25により、4月1日付の人事異動に伴う幹部職員の紹介を行います。

甲斐谷副町長、紹介願います。

○副町長（甲斐谷義昭）

貴重なお時間を頂戴してありがとうございます。ただいまのとおり、4月1日付で大幅な人事異動がありましたので、新しく幹部職員となった職員、そして移動となった職員の紹介をさせていただきます。

まず議員席のほうから見て右側のほうの席から紹介いたします。

水産商工課長、武藤嘉宜です。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

武藤です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、建築住宅課長、芳賀道行です。

○建築住宅課長（芳賀道行）

芳賀です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続いて左側のほうの席に移ります。

農林課長、川口徹也です。

○農林課長（川口徹也）

川口です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、上下水道課長、後藤清悦です。

○上下水道課長（後藤清悦）

後藤です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

健康子ども課長、野口伸です。

○健康子ども課長（野口 伸）

野口です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

町民課長、昆健祐です。

○町民課長（昆 健祐）

昆と申します。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

議会事務局長、福士雅子です。

○議会事務局長（福士雅子）

福士です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続いて、移動になった職員を紹介させていただきます。右側の席から参ります。

総務課長、佐々木真悟です。

○総務課長（佐々木真悟）

佐々木です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

財政課長、古舘隆です。

○財政課長（古舘 隆）

古舘です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

復興企画課長、甲斐谷芳一です。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

甲斐谷です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

建築住宅課主幹、佐々木政勝です。

○建築住宅課主幹（佐々木政勝）

佐々木です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続いて、左側の席に参ります。

長寿福祉課長、菊池ひろみです。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

菊池です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

会計管理者兼税務課長、中屋佳信です。

○会計管理者兼税務課長（中屋佳信）

中屋です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

宮古広域消防本部、総務課長からの異動でございます。

消防防災課長、小林達広です。

○消防防災課長（小林達広）

小林です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

以上で紹介を終わります。ありがとうございました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さん、1番阿部幸一君、以上3名を指名します。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 3、報告第 2 号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業防災公園整備工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

報告第 2 号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業防災公園整備工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成 28 年第 2 回山田町議会定例会において、議案第 74 号として請負金額 7,884 万円で議決をいただき、株式会社カネナカが施工していた工事であります。

それでは、変更の概要についてご説明いたしますので、資料 2 をごらんください。今回の変更は、法面の強化を図るため緑化による法面保護を追加したもので、緑色の斜線で表示した部分となります。また、公園敷地内においてはダスト舗装の計画としていましたが、公園の環境向上を図るため除草効果と水はけ向上に効果のある木質チップ材による敷きならし締め固めに変更したもので、薄い桃色で着色した部分が当初計画のダスト舗装、桃色の斜線で表示した部分が変更によるチップ材敷きならし締め固めになります。この他工事完了に伴い設計数量を精査したことによる変更となります。

次に、請負変更契約についてですが、資料 1 をごらんください。変更前の請負金額 7,884 万円で消費税込み金額 471 万 2,040 円を加えた金額 8,355 万 2,040 円で、去る 3 月 31 日に請負変更契約を締結したものであり、4 月 28 日に完成している工事であります。

以上、報告としますのでよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第 2 号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 4、報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

平成28年度山田町一般会計補正予算(第4号)、(第6号)、(第7号)及び(第8号)並びに平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)によりそれぞれ予算議決いただいております。繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページ、1ページをお開きください。平成28年度山田町繰越明許費繰越計算書(一般会計分)であります。全部で35事業となっておりますので、檀上よりの報告は事業名と翌年度繰越額のみとし、ほかは省略させていただきます。住宅太陽光発電導入促進事業10万円。ICT復興まちづくり基盤整備事業2,319万1,000円。ICT基盤整備共聴施設整備事業702万1,000円。超高速ブロードバンド事業601万3,000円。国土調査事業2,462万4,000円。個人番号カード交付事業128万4,000円。臨時福祉給付金給付事業1,137万6,000円。新斎場建設整備事業9,643万2,000円。

2ページをお開きください。合板・製材生産性強化対策事業1,850万円。水産業協同利用施設復興整備事業(復興交付金事業)1億8,735万8,000円。漁具等倉庫復旧整備支援事業120万円。浦の浜漁村緑地広場等整備事業474万2,000円。漁港施設用地整備事業(復興交付金事業)4,000万円。漁業集落防災機能強化事業(復興交付金事業)3億761万8,000円。町道維持補修事業194万4,000円。豊間根地区排水路整備事業976万4,000円。

3ページをごらんください。豊間根地区歩道整備事業2,543万8,000円。草木地区道路舗装改良事業691万7,000円。跡浜・細浦線道路改良事業2,500万2,000円。北浜・山田地区道路事業103万8,000円。道路事業(復興交付金事業)5億6,076万5,000円。土地区画整理事業7,383万5,000円。山田国道45号周辺地区震災復興土地区画整理事業217万円。都市再生区画整理事業(復興交付金事業)8億724万1,000円。

4ページをごらんください。田の浜地区津波防災緑地整備事業(復興交付金事業)754万9,000円。防災集団移転促進事業(復興交付金事業)10億3,728万7,000円。津波復興拠点整備事業(復興交付金事業)5,919万1,000円。テレビ電波受信障害対策事業431万円。危険住宅移転事業(復興交付金事業)2,748万9,000円。災害復興公営住宅整備事業(復興交付金事業)7億5,454万4,000円。災害復興公営住宅駐車場整備事業(復興交付金事業)321万3,000円。農業施設災害復旧事業1,297万2,000円。

5ページをごらんください。漁港施設災害復旧事業4億2,543万4,000円。海岸保全施設災害復旧事業1億4,231万3,000円。公共土木施設災害復旧事業2億9,587万1,000円。

以上、35事業の繰越予算に計上した予算の合計は50億9,391万2,000円。翌年度繰越額の合計は50億1,374万6,000円となります。その財源内訳ですが、既収入特定財源31億1,963万円のうち、全額が基金からの繰入金であります。未収入特定財源は12億3,211万4,000円となり、その内訳は国庫支出金、8億5,087万4,000円、県支出金3,426万6,000円、諸収入87万4,000円、町債3億4,610万

円となり、一般財源は6億6,200万2,000円であります。

次のページをお開きください。平成28年度山田町繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計分）であります。本会計におきましても、檀上よりの報告は事業名と翌年度繰越額とさせていただきます。前須賀中継ポンプ場機器等修繕事業1,440万6,000円。下水道整備事業1,964万5,000円。下水道事業（復興交付金事業）1,296万円。

以上、3事業の繰越予算に計上した金額の合計と翌年度繰越額の合計は同額の4,701万1,000円となります。その財源内訳は、既収入特定財源として2,505万6,000円、全額が一般会計からの繰入金であります。未収入特定財源は2,195万5,000円となり、その内訳は国庫支出金1,055万5,000円、町債1,140万円となります。

以上のとおり、平成28年度の2つの会計にかかる繰越明許費繰越計算書の報告といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

7番。

○7番尾形英明議員

全体的にこのようになった主な原因は何でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

主な事業とすれば復興事業になるわけですが、復興事業に遅れのないように予算のほうは確保しておりました。事業の進捗状況等により翌年度まで繰り越す必要があったということでこのような金額になっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

復興事業のほうについては金額が多いので年度内の施工が難しいということはわかりますが、一般的に、例えば豊間根の歩道だとか排水路だとかそういうようなのは、何で繰り越さなければならないのだ。年越えてから始まって、できないのは当たり前なのだ。何で4月終わってすぐ5月ぐらいからできないのだ。その辺答えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長

○建設課長（川守田正人）



まず、豊間根の排水路整備事業でございますが、この繰り越し部分に関しましては、島田地区の排水路整備事業になります。現在、工事、施工しているわけですが、全体的に事業を整備する区間に県の廃河川内の工事も含まれております。県の廃河川の手続の完了が10カ月を要するというので、4月10日まで廃河川敷の手続にかかるということで、その部分を施工しないこととして並行して実施しておりましたので、その部分で繰り越しになったというものでございます。

次に、豊間根地区の歩道整備事業分の繰り越しになりますけれども、この部分に関しては、崑山商店前の国道からの接続部分が地権者との交渉に相当な日数を要したということで、翌年度に繰り越して事業を実施するというものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（崑 暉雄）

7番。

○7番尾形英明

中身的に工事の流れはわかっているのです。設計当時からそういうものが出るというのはわかっていたでしょう。それをやらないで設計をやって入札した形の中が、それこそ年明け1月だか2月にやったよね。できるわけないのだよ。そういう例えば河川占用を取るための日数がかかるよと、それは最初からわかっていることです。設計段階からわかっていることだべ。何でそれを事前にやっておかないの。俺はそれを言うの。何でもそうだよ。工事が遅れた理由は設計やったのと違う、岩が出てきたとか何かというのなら俺は納得する。最初からそういう事情がわかっているのに何でやらないの。要するに、入札やったら応札者がなかった。それはそのとおりでと思う。わかっていることではないかなと。それが何で繰り越さなければならないぐらい遅くなっているのかという。その辺ちゃんと返答して。

○議長（崑 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

廃河川敷の手続に関しましては、実は平成27年当時から県のほうにずっと依頼してきた部分でございます。県のほうでも多忙ということで告示の実施時期が遅れてずっと先延ばしで遅れてきたというのが一番原因かなというふうには考えております。今回県のほうにもいろいろ働きかけをいたしまして何とか告示のほうは昨年の6月からやっていただけるということで、告示期間は10カ月必要だということ、今回繰り越しになったということでございます。

以上でございます。

○議長（崑 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（崑 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、報告第4号 事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

報告第4号 事故繰越し繰越計算書について、ご説明いたします。

事業の実施に当たり、他事業との調整に不測の時間を要したこと及び入札不調により、平成28年度内に事業完了が困難になった事業について、事故繰越として、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

次のページ、1ページをお開きください。平成28年度山田町事故繰越し繰越計算書（一般会計分）であります。全部で9事業となっておりますので、壇上からの報告は事業名と翌年度繰越額のみとし、ほかは省略させていただきます。震災記録伝承事業（復興交付金事業）437万2,920円。水産業共同利用施設復興整備事業（復興交付金事業）4,860万2,000円。漁業施設用地整備事業（復興交付金事業）79万8,084円。漁業集落防災機能強化事業（復興交付金事業）9,400万4,979円。豊間根地区歩道整備事業375万2,561円。土地区画整理事業1億6,885万4,774円。防災集団移転促進事業（復興交付金事業）182万4,000円。

次のページをお開きください。防災機能強化事業2,214万円。海岸保全施設災害復旧事業4億7,669万6,835円。

以上、9事業の翌年度の繰越額の合計は8億2,104万6,149円で、その財源内訳のうち既収入特定財源1億1,455万5,565円の内訳は、基金から繰入金1億1,386万8,000円、諸収入68万7,565円で、未収入特定財源は6億5,168万4,000円、その内訳は国庫支出金5億9,568万4,000円、町債5,600万円、一般財源は5,480万6,584円であります。

以上のとおり、事故繰越し繰越計算書の報告といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

11番。

○11番菊地光明議員

同僚の7番議員が先ほどの質問の繰り越し明許費のとき建設課長が言ったことを考えると、そもそも河川整備事業は、繰り越し明許ではなく事故繰越のほうに計上されるべき案件ではないのかと思うのですが、これは繰越明許費でよかったのでしょうか。答弁見ますと、県との調整とあとは公示の期間が10カ月もあるというので延びたのであれば、この事故繰越の他事業との調整不足に当てはまるは

ずなのですけれどもこれでいいのですか。その辺をはっきり教えてください。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

先ほどの事故繰越明許の関係ですけれども、工事そのものの工期を延長しておりますので、その部分については繰り越し明許ということで計上しているものです。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

8番。

○8番 関 清貴議員

そうすればですね、ただいまの事故繰越なのですけれども、事故繰越でこれで次の年度で終了するというふうに私は認識しているのですが、例えば都市計画費の土地区画整理事業と事業費がかなり大きいのですけれども、果たしてこれも事故繰越で29年度中には終える見込みで事故繰越をしたと捉えていいわけですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

土地区画整理事業分の事故繰越分に関してですが、これについても繰り越した分については29年度中に完了するという計画になってございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、報告第5号 平成28年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告についてを議題とします。

報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

報告第5号 平成28年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告についてご説明申し上げます。

平成28年度山田町水道事業会計予算に計上しておりました資本的支出に係る建設改良費について、平成28年度内の事業完了が困難となったことから、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。平成28年度山田町水道事業会計予算繰越計算書であります。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、老朽管更新事業費、翌年度繰越額1,958万円、財源内訳は損益勘定留保資金1,958万円です。事業名、災害復旧事業費、翌年度繰越額2億5,380万円、財源内訳は一般会計から繰り入れる復興交付金及び災害特別交付税の他会計補助金3,778万6,000円、国庫補助金1億9,819万6,000円、損益勘定留保資金1,781万8,000円であります。

以上のとおり、平成28年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告といたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

7番。

○7番尾形英明議員

先ほどと同じような形になるのですが、説明の欄に工事に不測の日数が生じたためと書いてあるのですが、この理由というのは、工事に不測の日数というのはどういう意味ですか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長

○上下水道課長（後藤清悦）

それでは、この内容の理由についてご説明いたします。1つ目の老朽管更新事業費、こちらのほうの理由でございますけれども、推進工事でございます地下水位が高く推進工の工法を変更したことで時間を要し完成時期が遅くなったものでございます。

もう1つ、災害復旧事業費でございます。こちらのほうは山田地区復興整備事業との調整から水道管敷設工事が遅れたものでございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

中身的にはわかりました。要するに、老朽管の更新というのは、現在入っている部分だよ。そうすれば中身的に土質なり何なり事情がわかっているはずなの。その中でそういう設計をしているはずだよ。それがやったらば、水が多いとか少ないとかの話にはならないのではないかと。本当であれば。

ただ、結果的にはそうだったということでわかりますが、そういうような形で設計している、必ず変更が毎回毎回変更が出てくる。要するに、事前調査の中で新しく入れるのであればそれはそれなりにボーリングやっただろうけれども、老朽管の変えるやつだからここはどのような状態だかというのは把握しているはずなの。それが結果やったらばこうだったという話にはならないのではないの。その辺注意してください。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

今は注意してくれということだから意見として聞いてください。ほかにありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第49号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（中屋佳信）

議案第49号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成29年4月1日（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）は平成30年4月1日）から施行されたことに伴い、これらの法律等に適切に対処するため、所要の改正を行ったもので、去る3月31日に専決処分したものです。施行日は、原則として平成29年4月1日となっております。

主な改正の内容は、個人町民税の上場株式等に係る配当所得等との課税方式の見直し、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し、延長等、固定資産税の特例措置、国民健康保険税の減額基準などですが、新旧対象表での説明は省略し、主な改正部分についての説明とさせていただきます。

それでは、新旧対照表の次にあります議案第49号説明資料、山田町町税条例の一部を改正する条例

の概要をごらんください。改正される条項の順に主なものについて説明いたします。

初めに、第 33 条の所得割の課税標準につきましては、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。これと同様に附則第 13 条の 3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、附則第 29 条の 2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第 29 条の 3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についても改正となりますが、その概要につきましては、附則概要記載のとおりとなります。

次に、第 60 条、固定資産税の課税標準につきましては、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものです。

2 ページになります。第 60 条の 2、法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合につきましては、家庭的保育事業、居宅補門型保育事業、事業所内保育事業（利用定員 5 人以下）の用に供する家屋及び償却資産に対しては、固定資産税の課税標準を 2 分の 1 とする特例措置について、町が地域の実情を反映できるよう規定するものです。

次に、第 62 条の 3、第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産額の按分の申出につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備をするものです。

次に、第 70 条の 3、被災住宅用地の申告につきましては、住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、当該土地が被災市街地復興推進地域内に存する場合であって、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないと認められるときは、震災等の発生後 4 年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置を規定するものです。

次に、第 147 条、国民健康保険税の減額につきましては、国民健康保険税の減額の基準について、5 割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を、26 万 5,000 円から 27 万円に、2 割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を、48 万円から 49 万円に、それぞれ引き上げることに伴う規定の整備をするものです。

附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合につきましては、企業主導型保育事業に係る特例措置及び緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置について、町が地域の実情を反映できるよう規定するもの。ただし、附則第 10 条の 2 第 18 項は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日、施行となります。

3 ページになります。附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する工事完了の申告書について規定するものです。

次に、附則第 13 条の 2、軽自動車税の賦課徴収の特例につきましては、グリーン化特例による減税

対象者に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の燃費等に係る認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことになるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般継承人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用するものです。

次に、附則第 14 条の 8、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものです。

附則第 19 条、軽自動車税の税率の特例につきましては、新車である三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、新規取得の翌年度の軽自動車税に限り、税率を軽減する措置を講ずるグリーン化特例について、対象車両に係る燃費基準要件の見直しを行った上、適用期間を 2 年延長するものです。

次に、附則第 23 条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 49 号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 8、議案第 50 号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一

部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（中屋佳信）

議案第50号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成29年総務省令第28号）が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、この法律に適切に対処するため所要の改正を行い、去る3月31日に専決処分したものです。施行日は、平成29年4月1日となっております。

それでは、改正内容について説明させていただきますので、資料の新旧対照表をごらんください。アンダーラインの部分が改正部分です。条例の第2条第1項中「平成29年3月31日」とあるのを「平成33年3月31日」に改め期限を延長するものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第50号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（昆 暉雄）



会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第51号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

議案第51号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の補正予算は、平成28年度の予算額の最終的な調整を目的として編成したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月27日に専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

歳入歳出の予算の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ21億8,884万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ416億2,493万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正について説明いたします。記載のとおり、平成28年度中の事業完了が困難と見込まれる11事業、合計で11億158万3,000円を翌年度に繰り越しして実施するために追加し、9ページをごらんください。変更として、さきに議決されておりました繰り越し明許費の事業のうち、記載した6事業について、繰り越して実施する金額を再精査し、合計で1億1,589万6,000円増額するものであります。

なお、11ページの第3表、地方債補正及び職員の人件費に係る部分については、説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、目の増減額が500万円以上のものの主なものについて説明いたします。

13ページをごらんください。歳入であります。1款町税、1項町民税、2目法人1,140万円の増額は、1節の町民税（法人）現年課税分の増などによるものであります。

4項1目町たばこ税1,317万6,000円の増額は、1節町たばこ税現年課税分の増によるものであります。

次に、15ページをお開きください。6款1項1目地方消費税交付金2,745万3,000円の減額は、1節地方消費税交付金の減によるものであります。

次に、17ページをお開きください。10款1項1目地方交付税3億894万7,000円の減額は、1節地方交付税の減によるものであります。内訳は、特別交付税が5,365万5,000円の増額、震災復興特別交付税が3億6,260万2,000円の減額で、これにより平成28年度の交付額の総額は、普通交付税30億

6,602万5,000円、特別交付税1億1,365万5,000円、震災復興特別交付税28億158万1,000円となるものであります。

次に、19ページをお開きください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,261万7,000円の減額は、3節の児童手当国庫負担金の減などによるものであります。3目農林水産業費国庫負担金9,702万7,000円の増額は、1節の海岸保全施設災害復旧事業国庫負担金の増などによるものであります。4目土木費国庫負担金3億3,816万4,000円の減額は、1節の公共施設管理者国庫負担金の減などの増減によるものであります。

次に、20ページをお開きください。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2,519万7,000円の減額は、4節の臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金の減などの増減によるものであります。

次のページをごらんください。15款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金1,122万8,000円の減額は、6節の災害弔慰金負担金の減などによるものであります。

22ページをお開きください。2項県補助金、2目民生費補助金7,312万円の減額は、5節の被災者住宅再建支援事業費補助金の減などの増減によるものであります。

次のページをごらんください。5目商工費補助金500万円の減額は、2節中小企業被災資産復旧事業費補助金の減によるものであります。6目土木費補助金3,689万3,000円の減額は、2節の生活再建住宅支援事業補助金の減などによるものであります。7目教育費補助金537万7,000円の減額は、1節の緊急雇用創出事業補助金（図書館分）の減などによるものであります。

24ページをお開きください。3項委託金、2目民生費委託金704万9,000円の減額は、2節災害救助等委託金の減によるものであります。

次のページをごらんください。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入1億7,138万4,000円の増額は、1節土地売払収入の増などによるものであります。

17款1項寄附金、1目一般寄附金1,085万4,000円の増額は、1節一般財政寄附金の増などによるものであります。2目総務費寄附金897万6,000円の減額は、1節ふるさと応援寄附金の減によるものであります。

26ページをお開きください。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金15億7,756万7,000円の増額は、1節財政調整基金繰入金の増によるものであります。これは震災復興特別交付税の確定減額に伴い、過去に過大交付されていた分を一時積み立てていた財政調整基金から取り崩し、財源調整を行ったものであります。これにより歳出の積み立て分を加えて、本補正予算時点での同基金の平成28年度末の現在高は51億2,600万円程度となる見込みです。5目復興交付金管理運営基金繰入金26億9,008万9,000円の減額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の減によるものであります。これにより本補正予算時点での同基金の平成28年度末現在高は428億4,200万円程度となる見込みです。6目復興まちづくり基金繰入金3億2,261万4,000円の減額は、1節復興まちづくり基金繰入金の減によるものであります。これにより本補正予算時点での同基金の平成28年度末の現在高は

36億5,800万円程度となる見込みです。9目ふるさと応援基金繰入金3,931万8,000円の増額は、1節ふるさと応援基金繰入金の増によるものであります。これにより歳出の積み立て減額分を含めて本補正予算時点での同基金の平成28年度末の現在高は6,300万円程度となる見込みです。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、3目災害援護資金貸付金元金収入1,151万円の増額は、1節災害援護資金貸付金元金収入の増によるものであります。

次のページをごらんください。4項雑入、1目雑入998万8,000円の減額は、4節のNTTドコモ東北応援社員募金助成金の減などの増減によるものであります。

28ページをお開きください。5項受託事業収入、1目土木費受託事業収入1,462万7,000円の減額は、1節国道45号岩手45号復興事業受託事業収入の減によるものであります。

21款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。31ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費650万円の減額は、13節復興人材プラットフォーム事業委託料の減によるものであります。5目財産管理費1,135万2,000円の減額は、13節の公共施設等総合管理計画策定業務委託料の減などによるものであります。

33ページをお開きください。15目電算管理費1,405万2,000円の減額は、12節の電算技術者派遣料の減などの増減によるものであります。19目財政調整基金費25億4,445万1,000円の増額は、25節財政調整基金積立金の増によるものであります。21目その他基金費896万4,000円の減額は、25節ふるさと応援基金積立金の減によるものであります。

次に、35ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費4,154万1,000円の増額は、28節の国民健康保険特別会計繰出金の増などの増減によるものであります。

36ページをお開きください。2目障害者福祉費881万9,000円の減額は、20節の重度心身障害者医療費給付費の減などによるものであります。3目老人福祉費2,184万8,000円の減額は、28節の介護保険特別会計繰出金の減などによるものであります。

38ページをお開きください。4項1目災害救助費706万4,000円の減額は、15節の仮設住宅災害復旧工事費の減などによるものであります。

次に、40ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費532万9,000円の減額は、19節の特定不妊治療費補助金の減などの増減によるものであります。5目健康増進費630万3,000円の減額は、13節の乳がん検診委託料の減などによるものであります。

次のページをごらんください。2項清掃費、2目塵芥し尿処理費3,204万5,000円の減額は、19節宮古地区広域行政組合（衛生関係）負担金の減によるものであります。

次に、42ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費527万7,000円の増額は、17節の町土地開発基金償還金（関谷林業担い手センター用地）の増などによるものであります。

次のページをごらんください。3項水産業費、2目水産振興費520万9,000円の減額は、19節の豊かな浜の担い手育成支援事業費補助金の減などによるものであります。5目漁港建設費722万6,000円の減額は、19節の漁港施設機能強化（小谷鳥）臨港道路整備事業負担金の減などによるものであります。6目漁業集落防災機能強化費1億9,211万1,000円の減額は、次のページをお開きください。13節の大沢地区漁業集落防災機能強化事業施行管理委託料の減などの増減によるものであります。

次のページをごらんください。7款1項商工費、2目商工業振興費3,523万3,000円の減額は、13節のふるさと特産品事業業務委託料の減などの増減によるものであります。

46ページをお開きください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費595万円の減額は、13節の公共嘱託登記委託料の減などによるものであります。

次のページをごらんください。2項道路橋りょう費、4目道路事業費8億7,529万円の減額は、48ページをお開きください。19節の田の浜地区道路事業防潮堤兼町道整備事業負担金の減などによるものであります。

次のページをごらんください。4項都市計画費、2目土地区画整理費12億69万7,000円の減額は、50ページをお開きください。13節の山田地区都市再生区画整理事業施行管理委託料など各地区復興交付金事業の事業費の精査による増減などによるものであります。

次のページをごらんください。4目防災集団移転費7億1,159万6,000円の減額は、52ページをお開きください。17節の山田地区防災集団移転促進事業用地取得費など各地区復興交付金事業の事業費の精査による減などによるものであります。

次のページをごらんください。5目津波復興拠点整備費985万2,000円の減額は、22節の山田地区津波復興拠点整備事業建物等移転補償費の減などによるものであります。

5項下水道事業、1目下水道総務費1,260万円の減額は、54ページをお開きください。28節の漁業集落排水処理事業特別会計繰出金の減などによるものであります。

6項住宅費、1目住宅管理費1,483万6,000円の減額は、19節の応急仮設住宅入居者住居移転事業補助金の減などの増減によるものであります。2目住宅支援費4億8,648万5,000円の減額は、次のページをごらんください。19節の被災者住宅再建支援事業補助金の減などによるものであります。3目災害公営住宅整備費10億8,783万6,000円の減額は、17節の各地区災害復興公営住宅整備事業住宅購入費の事業費精査による減などによるものであります。

56ページをお開きください。9款1項消防費、1目常勤消防費、737万7,000円の減額は、19節宮古地区広域行政組合（消防関係）負担金の減によるものであります。3目消防施設費857万5,000円の増額は、17節町土地開発基金償還金（消防団屯所用地）の増によるものであります。

次に、59ページをお開きください。10款教育費、5項社会教育費、2目文化費1,920万6,000円の減額は、7節の臨時職員賃金の減などによるものであります。

次に、60ページをお開きください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、5目水産業

施設災害復旧費 9,968 万 2,000 円の増額は、次のページをごらんください。15 節の海岸保全施設災害復旧工事費の増などの増減によるものであります。

2 項土木施設災害復旧費、1 目公共土木施設災害復旧費 2,709 万 5,000 円の減額は、15 節の災害復旧工事費の減などによるものであります。

次のページの最終行をごらんください。以上のおおりに、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 21 億 8,884 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 416 億 2,493 万 2,000 円とするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。

8 番。

○8 番 関 清貴議員

歳入のほう、18 ページの 13 款使用料及び手数料で土木使用料なのですが、公営住宅使用料が 429 万円と増になっていますが、これは途中でできた災害公営住宅の使用料が増えたことのためにこのようになったのかどうかその辺質問いたします。

もう 1 つは、25 ページ寄附金なのですが、非常に喜ばしいことに一般財政寄附金が当初の予算額より 2 倍以上も増えております。これはやはり災害復旧を後押しするような支援的な寄附の意味合いが強い内容だったかどうかその辺確認したいと思います。

そして、次のふるさと応援寄附金 897 万 6,000 円減額になっていますが、これは応援寄附金として件数は増えているが金額はこのような結果になったというのかその辺確認したくて質問いたします。

以上、3 つよろしくお願ひします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀 道行）

1 点目の公営住宅使用料の増の内容につきましてであります、議員お見込みのおおりに災害公営住宅の増によるもので予算措置しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

2 点目の一般財政寄附金の増ですが、先ほど説明いたしました中で、雑入、NTT ドコモさんからの寄附金、これを雑入から一般寄附金のほうに今回補正したということで増額ということになっております。

3 点目のふるさと応援寄附金、件数は増えておりますが、昨年度に比較しまして約 300 万、400 万

落ちておりますが、以前7,000万台の応援寄附金をいただいております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。次に歳出全款の質疑を許します。

8番。

○8番関 清貴議員

それでは歳出のほう、私33ページの2款15目の12節ですか、役務費で電算技術者派遣料というのが1,211万8,000円、専決で減額になっていますが、これはどのような事業の内容で、何で最後の最終で、27日の補正で、このような1,200万円という予算が調整するような減額になったのかその辺伺います。

もう1つは59ページ。教育費の文化費ですが、これも同じく賃金902万9,000円の減額になっていますが、この辺事業の内容とこの時期に1,000万近いお金が総事業費でも結構落ちているようですので、この辺の説明をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

私のほうからは、33ページ電算管理費の電算技術者派遣料の減についてご説明いたします。平成27年6月からアイシーエスのほうより電算技術者の派遣を受けておりましたが、平成28年度も同様に派遣依頼をしたところ、派遣する職員を確保できないということで進めてまいりました。ただ、引き続き町としては、派遣要請を続けてきたのでございますけれども、年度末まで派遣ができないということが確定したことによる減額でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

それでは57ページの文化費の減額についてご説明させていただきます。各作業の部分の中になりますが、その中で復興交付金による発掘の部分と一般による発掘の部分、それらを精査したものであります。その分で試掘に係る車両の借上げ、試掘に係る臨時職員の賃金、それらを年度末で精査したものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、この年度末に来て、まず発掘のほうは交付金等を使いながら全体的な事業でやっているようですので理解できますが、年度末で1,000万近い減額というのは、年度末と言っても27日ぎりぎりですか、この予算がとおる日付は。

電算技術者派遣料については、これは元々必要で予算措置したのか、相手に職員を派遣できないということで諦めるというか、もうそのままずるずる予算を持って最後に落としたという、そういう必要度が高いのか低いのか、私はこのやり方見ていけばわからないのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

年度当初依頼したわけですけれども、それでも職員を確保できないという回答をいただいたわけですけれども、町としては、なお引き続きどうかお願いしたいと、年度途中でもいいので派遣をお願いしたいということで要請をし続けた結果の減額でございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。8番はこれ3回だが、3回なのですが。

○8番関 清貴議員

これで終わります。

○議長（昆 暉雄）

4回目になるのだが、ぜひですか。

（「3回目」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

3回目か。はい。

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、お願いしてこれは大体年度途中でもその感触というのはわかったと思うのですが、その時点で町では別の方向、その事業をするために別の方向とか、そんなのは考えられず、アイシーエスの技術者の派遣でなければだめだということで最後の最後まで引っ張って、3月27日の補正で落としたわけというふうに解釈できますがそれでいいのですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

どうしても当町のシステムを熟知した者、あるいは会社の方の派遣をお願いしたいということで、継続してアイシーエスからの派遣を要請したものです。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

今のことについて8番議員さんに対する答弁は、ちょっと納得できないので聞きますけれども、であれば技術者派遣を当初から盛っていてできなかったと、技術者派遣が必要で予算措置したはずですが、結局予算を消化できなかった、使わなかったということは、技術者派遣がなくても何ら問題はなかったということですよ。そうならば、問題がない予算を取ったということですよ。必要がない予算を取ったのであれば、議会軽視ではないですか。その辺ははっきりしてください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

そういうことはございません。やはりどうしても町のほうで技術者の派遣を依頼したわけですが、現実として派遣は受けられなかったために、町のほうの職員が対応したというような形であります。例えば、技術者が常駐しておれば、不測の事態とか不具合にもすぐ対応できるのでございますけれども、そういう方がいない場合は電話でのやり取りになったりとか、あるいは庁舎内だけではなくて町内の小中学校等にもシステム等は設置しておりますので、技術者がおればそういった迅速な対応を取れたということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明

そのとおりのことではございますけれども、技術者がいなくても何ら問題はなかったのでしょうかという確認です。であれば、今の答弁だと今年度も技術者派遣は必要で、そうならば、当然予算を取っていますよね。必要なのだということであれば、これは前年度の専決ですから、29年度にもそういう予算を確保しているということになりますよ。それをまた1年頑張って来年また専決で落とします。そういうことにはなりませんか。であれば、不必要な予算を2年も続けて計上しているということになるのではないですかということの確認ですよ。それがもしだめであれば、8番議員が言ったようにわかった時点で、例えば補正で計上を見送って1,000万という事業ですから、ほかの事業にも使うにいいのではないですかということですよ。それらはどうですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

いろいろ経過がございますけれども、アイシーエスの職員が途中でもうこれ以上は大変だということでアイシーエスで引き上げたわけです。と同時に、うちのほうの体制も大変な状態になりました。



そこで、応急的に総務課内の職員がその業務に携わったということになりますが、対処しきれないで年度途中で人事異動をして他の課からそこに入れて、その引っ張った課には非常勤の職員を入れたりとかというそういうふうなやりくりをしております。あと、今総務課長が言ったようにトラブルが起きた時点で迅速な対応ができないという部分で、いろんな面で障害が生じて何とか克服していると。それから、総務課の事業についてもNNT関連の事業が遅れていると、こういう支障が生じております。従って必要性については、今なお現在も必要なので交渉を続けると。その根拠として予算の確保はしているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明

わかりました。であれば、人事異動や何かで苦勞しているのはわかるのですけれども、めどが立たないのであれば、1,200 万、逆に職員をこちらから派遣して1年研修受けるとか、あるいは、別の会社に派遣をお願いするとかという考えも持ったほうがいいのではないですか。特に職員派遣だとあちらから来るのがいつになるかわからないのであれば、こちらからお願いしますという最重要な問題であれば、それらも考えたほうがいいと思いたしますがいかがですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

今ご提言があった分も含めて内部ではいろいろ検討いたしました。専門家の引き抜きと言え口が悪いのですが、本採用を考えてみたり、あるいは、他の社から元アイシーエスにいたような社員とか、いろいろ考えたのですが、どの業界も人手不足で大変な状況でなかなかそれも叶わないという状況の中で模索して努力を続けているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

執行部の皆様に申し上げます。質問者の内容はわかります。ただ1,000万という金を今の時点でやるというのについてはいかがなものかという質問でございますので、そういうものを含めながら異動があつていろいろなものはわかりますが、ぜひそういうものを精査して早めに対応するように申し上げます。

ほかに質問ありませんか。

12 番。

○12 番山崎泰昌議員

まず、31 ページです。1 目の委託料、これについてずっと人を補充しようとしている努力はわかります。現時点でもこの事業は、私は当町にとっても必要な事業だと個人的には考えています。今後これがこういうふうに満足に機能できていないという状況、これをどういうふうに打開するのかちよっ

と教えてください。

次は、35 ページです。3 款の 1 目は 28 節、この補正が最終調整ですが、この繰出金何を見込んでの繰り出しなのか教えてください。

次は、45 ページ。7 款、2 目、13 節ふるさと特産品事業業務委託料。現在もこの事業は継続していますが、どこかにこれはまた振ったのか、それとも単に仕事の量が減ってこういうふうな減額なのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

それではまず、1 点目のプラットフォーム事業の委託料になります。まず、金額については、7 号補正で前回は補正させていただいて、今回さらに精査をした数字でございます。人員でございますが、28 年度につきましては、当初 4 人おったものですから 4 人で計上いたしておりました。実際には事情がございまして最終的には 1 人ということでございます。実は、現在もコーディネーターにつきましては、増やすということでいろいろ検討してございますが、なかなか適材な人材を見つけかねてございます。現在 1 人おりますコーディネーターにかなりの負荷をかけて実施してございますが、現時点で何とか 1 人回せる中で進めてございます。できれば 2 人、3 人と増やしていくという考えではございますが、なかなか適材な人材がないということでございます。引き続き 29 年以降も適材な人材を見つける努力はいたしたいと考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

財政課長

○財政課長（古舘 隆）

国保会計の繰出金の主な要因でございますが、国保会計におきましては国県の支出金の減、あるいは震災以降の負担金一部免除等の増によりまして、どうしてもこのくらいが一般会計からの繰り出しが必要だということで今回この金額になりました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

3 点目のふるさと分でございます。こちらにつきましては、年度でそれぞれ精算してございますので 28 年度で必要な分については減額してございます。改めまして、29 年度で計上した分で事業は引き続きしてございます。

○議長（昆 暉雄）

12 番。

○12 番山崎泰昌議員

1点目ですけれども、これ確かどこからか忘れましたが補助が入っていたと思うのですけれども、それは29年度以降もしばらくは継続するということで了承していいのかどうか。

あと、2点目はわかりました。

3点目ですけれども、これはこの1,400万が見込んだよりも予定していた品物が売れなかったということなのかということ。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

まず、1点目の部分でございます。こちらの事業につきましては、震災復興特別交付税で財源所要してございます。こちらにつきましては、32年までと現在なっております。その間につきましては、震災特交のほうで財源は補填されるということでございます。

それから、ふるさと特産品のほうでございます。当初見込んだふるさと特産品の申し込みに比べますとその数が不足していたということで減額してございます。点数につきましては、29年度のほうで申し込みがされ、その時点で発送というものの中にはございますので、29年度の予算のほうでそちらについては対応するというようにしてございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第51号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 10、議案第 52 号 平成 28 年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

議案第 52 号 平成 28 年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の補正は、平成 28 年度予算の最終的な調整を目的としたもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 億 4,469 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 30 億 2,616 万 3,000 円とするもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 27 日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。5 ページをごらんください。歳入であります。1 款 1 項国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税 704 万円の減額は、1 節医療給付費分現年課税分の減などによるもので、3 月末及び出納閉鎖までの収納額を見積もったものであります。

6 ページをごらんください。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 6,515 万 3,000 円の減額は、28 年度交付額の決定に伴うものであります。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 1 億 1,099 万 2,000 円の減額は、28 年度交付額の決定に伴う 1 節普通調整交付金 3,927 万円の減、2 節特別調整交付金 7,172 万 2,000 円の減によるものであります。

7 ページをごらんください。4 款 1 項 1 目療養給付費等交付金 7,284 万 7,000 円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定によるものであります。

8 ページをごらんください。6 款県支出金、2 項県補助金、1 目財政調整交付金 2,195 万 7,000 円の減額は、28 年度交付額の決定に伴うものであります。

7 款 1 項共同事業交付金、2 目保険財政共同安定化事業交付金 7,207 万 9,000 円の減額は、岩手県国民健康保険団体連合会からの交付決定によるものであります。

9 ページをごらんください。9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億 66 万 7,000 円の増額は、一部負担金免除措置の影響などによる収入不足分を財政支援分として計上したことなどによるものであります。

2 項 1 目基金繰入金 86 万 5,000 円の増額は、保険給付費等の確定見込みによるもので、これにより 28 年度の財政調整基金の残高は 0 円となる見込みであります。

次に歳出であります。12 ページをごらんください。2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 1 億 1,681 万円の減額、2 目退職被保険者等療養給付費 3,444 万 1,000 円の減額、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 578 万 5,000 円の減額は、支出額の確定見込みによるも

のであります。

13 ページをごらんください。4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 757 万 6,000 円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。

14 ページをごらんください。6 款 1 項共同事業拠出金、2 目保険財政共同安定化事業拠出金 5,271 万 9,000 円の減額は、岩手県国民健康保険団体連合会からの拠出額決定によるものであります。

15 ページをごらんください。7 款保険事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 578 万 6,000 円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。

17 ページをごらんください。10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 525 万 5,000 円の減額は、前年度に収入した国庫負担金等の精算額が確定したことによるものであります。

18 ページの最終行をごらんください。以上のおおりに、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 億 4,469 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 30 億 2,616 万 3,000 円としたものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 52 号 平成 28 年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号は原案のとおり承認されました。

昼食のため休憩をいたします。

午前 11 時 55 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。



○議長（昆 暉雄）

日程第 11、議案第 53 号 平成 28 年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

議案第 53 号 平成 28 年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の補正は、平成 28 年度予算の最終的な調整を目的としたもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 218 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 5,764 万 9,000 円とするもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 27 日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。3 ページをごらんください。歳入であります。1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料 258 万 8,000 円の減額、2 目普通徴収保険料 189 万 7,000 円の増額は、保険料の収入額を見積もったものであります。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金 71 万 9,000 円の減額は、事務費の確定見込みによるものであります。

次に歳出であります。6 ページをごらんください。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 67 万 4,000 円の減額は、納付金の確定見込みによるものであります。

7 ページをごらんください。3 款 1 項 1 目後期高齢者健診事業費 58 万 6,000 円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。

8 ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 218 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 5,764 万 9,000 円としたものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 53 号 平成 28 年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分  
に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 12、議案第 54 号 平成 28 年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）の  
専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

議案第 54 号 平成 28 年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）の専決処分  
に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の補正は、平成 28 年度予算の最終的な調整を目的としたもので、歳入歳出予算の総額からそれ  
ぞれ 430 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 2,832 万 1,000 円とするもので、  
地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 27 日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。3 ページをごらんください。  
歳入であります。3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金 854 万円の増額は、交付額の確  
定によるものであります。

4 款 1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業交付金 77 万 1,000 円の減額は、交付額の確定によるも  
のであります。

4 ページをごらんください。5 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事  
業）11 万 2,000 円、同じく 2 目地域支援事業交付金（包括的支援・任意）60 万 1,000 円の減額は、交  
付額の確定によるものであります。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 1,026 万 5,000 円の減額は、介護給付費  
の確定見込みによるものであります。

次のページをごらんください。4 目その他一般会計繰入金 61 万円の減額は、事務費の確定見込みに  
よるものであります。

次に歳出であります。8 ページをごらんください。2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1  
目介護サービス給付費 1,323 万 7,000 円の減額は、居宅介護サービス給付費の支出額の確定見込みに  
よるものであります。

4款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金999万9,000円の増額は、保険料の増収分を29年度以降の給付費の不足に備え積み立てるものであります。これにより同基金の28年度末現在高は、8,033万5,000円となります。

10ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ430万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,832万1,000円としたものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第54号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第13、議案第55号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

議案第55号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の補正は、平成28年度予算の最終的な調整を目的として歳入歳出予算の総額からそれぞれ619万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,745万7,000円としたもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月27日に専決処分したものです。



それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものをご説明申し上げますので、3ページをごらんください。歳入です。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は619万2,000円の減で、経営経常費の減額に伴うものです。

次に歳出です。4ページをごらんください。1款1項経営経常費、2目大浦排水処理区事業管理費は410万7,000円の減で、修繕料や手数料などの年度末における所要額の確定によるものです。3目大沢排水処理区事業管理費は168万円の減で、修繕料や光熱水費などの年度末における所要額の確定によるものです。

最終行をごらんください。以上のとおり、今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ619万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,745万7,000円とするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第55号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第14、議案第56号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

議案第56号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承

認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の補正は、平成28年度予算の最終的な調整を目的として歳入歳出予算の総額からそれぞれ347万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,078万8,000円としたもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月27日に専決処分したものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものをご説明申し上げますので、3ページをごらんください。歳入です。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は347万3,000円の減で、下水道管理費の減額に伴うものです。

次に歳出です。4ページをごらんください。1款1項下水道管理費、2目事業管理費は312万1,000円の減で、修繕料などの年度末における所要額の確定によるものです。

最終行をごらんください。以上のとおり、今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ347万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,078万8,000円とするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

7番。

○7番尾形英明議員

確認の部分なのですが、歳出の部分の工事請負費、公共ます設置工事費の中で3分の1が減額になっているのですが、要するに、補正前の額の積算というか数の部分で設置ができなかったのか、それとも全然関係ない形の中で設計しているのかどうか確認したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

こちらのほう公共ますの設置工事につきましては、申請等があってそれから対応する部分がございますので、最終の今回の補正まで事業費を残しておいたというような形になります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

要するに、工事請負費というのはどういう形の請負費になるのですか。節の部分で。工事請負費というのは誰かに頼むやつだね。たぶん。それが、申請が出るとか出ないとかの問題ではないのじゃない。公共ますでしょ。もう一度、明確に。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 1時17分休憩

午後 1時18分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

こちらの工事請負費についてですけれども、こちらのほうは申請があつて、その申請があつた件数に応じて請負費として発注しているもので、その申請の件数が少なかったことから工事のほうの発注の部分で工事請負費が少なくなったというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

公共ますは申請がなければつけない。要するに公共ますはつけて、ここに付きますよというのは件数が決まっているでしょ。ただ引くか引かないかはその次の段階だからさ。自分たちがここに下水道ますをつけますよ、つけるためには土地を借りる部分がどういうふうにやっけて借りているのだからかわからないけれども、公共ますは申請があろうがなかろうがつけなければならぬでしょ。そうではないの。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 1時20分休憩

午後 1時27分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

先ほどの尾形議員の質問に対して回答いたします。この整備事業費につきましては、整備区域内で新たに宅地となった部分に対応するために盛っていた予算でございまして、それが件数的にその部分まで、対応していた部分でそれに対して費用が達せなかったので減額したものでございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑をおわります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第56号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分  
に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり承認されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第15、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤信逸)

同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、従前の教育委員長職と事務の統括者  
である教育長職を一本化した新教育長を置くこととなりました。新教育長は教育委員の互選ではなく、  
地方公共団体の長が任命するものであることから、このたび新教育長の任命につき議会の同意をお願い  
するものであります。

なお、任期は平成29年6月5日から平成32年6月4日までの3年間となるものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、佐々木茂人。生年月日、昭和  
30年1月8日生まれ。住所、岩手県下閉伊郡山田町長崎四丁目10番6号。最終学歴、大東文化大学  
文学部卒業。主たる経歴、洋野町立角浜小学校長、山田町立豊間根小学校長、山田町立船越小学校長。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。

8番。

○8番関 清貴議員

ただいま説明がありましたが、今度の新制度ですか。法律が変わりまして新しい教育長ということ  
でなるわけですが、これがですね、4月、5月と空白を置いた主な理由なのでしょうか。それとも4  
月中に教育長を置かなかつた要因はどのような要因があつたのか質問いたします。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

前教育長の任期が4月1日まででございました。いろいろな角度から次の教育長、前教育長も含めていろいろな角度から検討して、新しい、今回、町長のほうから同意を求めるこの人物の人選までに少々時間を要したということでございます。従いまして、法律の変更によることが原因で空白期間があったということではありません。あくまで人選に時間を要したということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、人選に時間を要したということでございますが、そうすれば、相手のほうの都合もあって空白が生じたのか、それとも町のほうの町長のほうで選任するのの手續が迷いがあって2カ月間の空白というのができたのかその辺について再度お伺いします。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

このことについても代わってお答え申し上げます。人選に当たっては、いろいろな角度から調査をしてふさわしいかどうかということも含めて、そして皆さんにご理解が得られるだろうかということも含めて、そして先方の考え方、気持ちもあるということで、これに時間を要したということでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これより同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてを無記名投票により採決します。

議場の閉鎖をします。

（職員により議場閉鎖）

○議長（昆 暉雄）

ただいまの議長を除く出席議員は12名であります。

ここでお諮りします。山田町議会会議規則第29条第2項の規定により、立会人に5番田老賢也君、

6番木村洋子さん、7番尾形英明君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、立会人に5番田老賢也君、6番木村洋子さん、7番尾形英明君を指名します。

投票用紙を配付します。

(職員により投票用紙配付)

○議長(昆 暉雄)

念のため申し上げます。山田町議会会議規則第77条の規定により、本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、山田町議会会議規則第77条の2により否とすることになっております。

投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。投票箱を上げてください。

(職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認)

○議長(昆 暉雄)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票は、議長席に向かって右のほうから登壇の上投票し、左のほうから自席に戻っていただきます。

職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長(福土雅子)

1番阿部幸一議員。3番佐藤克典議員。4番黒沢一成議員。5番田老賢也議員。6番木村洋子議員。7番尾形英明議員。8番関清貴議員。9番阿部吉衛議員。10番坂本正議員。11番菊地光明議員。12番山崎泰昌議員。13番吉川淑子議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。5番田老賢也君、6番木村洋子さん、7番尾形英明君の立ち会いを願います。開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長(昆 暉雄)

開票の結果を報告します。

投票総数12票、賛成10票、反対2票。

以上のおり賛成多数であります。

よって、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについては同意されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

(職員により議場閉鎖)

○

○議長(昆 暉雄)

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。

午後1時45分閉会